第七十期決算公告

（平成二十六年三月三十一日現在）

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	五、三七七
固定資産	一〇、〇二七
資産合計	一五、四〇五

負債及び純資産の部

流動負債	二、九八〇
固定負債	四、三三九
株主資本	七、九五七
資本金	一〇〇
資本剰余金	一六〇
利益剰余金	七、六九六
利益準備金	三九
その他利益剰余金	七、六五七
（うち当期純損失）	（五三七）
評価・換算差額等	一二八
その他有価証券評価差額金	一二八
負債及び純資産合計	一五、四〇五

平成二十六年七月十一日

名古屋市瑞穂区桃園町五番一七号

株式会社トヨトミ

取締役社長　中村　出

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一七八七番地二、最後の住所栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一七八七番地の二

被相続人　亡　羽石　壽孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

栃木県宇都宮市南一の沢町一番二八号佳葉マンション二〇三号室

相続財産管理人　弁護士　竹澤　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市北牧八一九番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野上フミコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号弁護士法人群馬中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高坂　隆信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区豊島二丁目二三番地四、最後の住所名古屋市港区木場町二番地の八ニューコーポ名南一番館一〇〇一号

被相続人　亡　大石　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番一二号

三博ビル八階宮道佳男法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岸本　博道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区東日本橋二丁目四六番地、最後の住所名古屋市中村区郷前町二丁目四三番地の五　被相続人　亡　中島　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

事務所　名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階　大場鈴木堀口合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市熱田区桜田町六〇四番地、最後の住所名古屋市熱田区桜田町六番一五号

被相続人　亡　小林　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

事務所　名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階　大場鈴木堀口合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県米原市梓河内二五九番地、最後の住所名古屋市中村区大宮町二丁目八六番地

被相続人　亡　石田　逸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

事務所　名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階　大場鈴木堀口合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区筒井町四丁目一〇番地、最後の住所名古屋市北区大曽根四丁目七番四七号　被相続人　亡　前田　鉦一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

事務所　名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階　大場鈴木堀口合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市中区深井中町一八七四番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩本寿賀弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　弁護士　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市国府町麻生三九九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　下河　義人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

鳥取県鳥取市南吉方一丁目一一四番地三エステートビルⅡ二階小坂壽法律事務所

相続財産管理人　弁護士　道上　昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女郡広川町大字水原二〇八七番地、最後の住所福岡市早良区飯倉八丁目一八番一六号　被相続人　亡　原野　利光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

事務所福岡県筑後市大字山ノ井二〇〇番地一

相続財産管理人　司法書士　平嶋　和洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県柳川市常盤町三四番地、最後の住所福岡県福岡市東区香椎浜四丁目一番四―四〇二号　被相続人　亡　三ケ尻　滋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

福岡県福岡市中央区大名二―二―二六親和ビル六階上野光典法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安武　夏子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県速見郡日出町大字藤原六四二五番地一七、最後の住所大分県速見郡日出町大字藤原五七〇八番地三暘谷苑　被相続人　亡　竹岡ナミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十一日

大分市千代町二丁目一番四号丸ビル三階

山﨑・中嶋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中嶋　謙介

社会福祉法人設立のお知らせ

平成二十六年三月五日、横浜地方法務局にて設立登記を完了し、社会福祉法人慈湧会がここに発足しましたのでお知らせします。

平成二十六年七月十一日

神奈川県座間市東原一丁目九番五一号

社会福祉法人慈湧会

理事長　鈴木　孝幸